

平成22年（ネ）第64号 開浄水場休止差止等請求控訴事件

控訴人 開地区自治連合会外10名

控訴人補助参加人 太田正太 外422名

被控訴人 宇 治 市

控訴人ら準備書面（2）

平成22年7月29日

大阪高等裁判所第14民事部E3係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 湯 川 二 朗

弁護士 山 口 智

第1 平成22年5月6日付被控訴人準備書面に対する反論

1. 個別給水契約において水源を異にする契約を締結することが可能であること

被控訴人は、「一定の給水区域については、共通の公共の水道管施設が必要である。したがって、各戸との個別の給水契約においてそれぞれの水源を異にする契約を締結することは不可能である。」旨主張する。これは、一定の給水区域については共通の水道施設を用いることを理由に、個別給水契約において水源を特定することは物理的技術的に不可能であることを述べる趣旨である。

しかしながら、これは開地区には当てはまらない。

甲88号証（開浄水場付近水系図）を見れば明らかなおり、開町・広野町・羽拍子町においては、開浄水場からの配水（水源：地下水）、神明浄水場からの配水（水源：地下水）、及び東山配水池・神明高区配水池からの配水（水源：府営水）が混在している。これは、昭和36年12月に、開簡易水道の廃止が条件付で認可された後、昭和38年7月に一部市水道への切替が行われ、このときに神明浄水場からの配水がなされるようになったこと、昭和53年4月には開地区が市水道に切り替えられ、同年10月に開浄水場が供用開始され

たこと、他方で、被控訴人による府営水への配水切替措置が行われてきたこと、による。

被控訴人は、開浄水場からの配水が行われている需用者にあっても、家屋の建替え・新築に際して、あるいは水道管（配水管）の入替えに際して府営水への切替えを行ってきたが、それは需用者の同意を条件としており、需用者から府営水への切替えを拒まれると、開浄水場からの配水を継続してきた（甲 85：吉村ケース、甲 86：富岡ケース）。

これは、まさに、被控訴人の主張の前提（個別的給水契約において水源を特定することは技術的・物理的に不可能）が成り立たないことを意味しているばかりか、かえって逆に、開地区においては個別給水契約において水源を特定することが可能であり、かつ、現に認められてきたことを意味している。

このように開地区には「府営水」と「地下水（開浄水場及び神明浄水場）」の3つの配水管が敷設されている特殊な地域である。被控訴人の主張は、このような開地区の事情を全く知らない者の主張であり、失当と言う他はない。

2. 給水契約の内容も開浄水場の休止も事業計画で定めるものではないこと

(1) 被控訴人は、「（水道事業の）水源、あるいは、その施設も、事業計画で特定されるものであって、利用者との個別協議により、この事業計画を変えることはあり得ない。法律が定める責務を実行できなくするような個別契約の締結を認める余地はない。」旨主張する。これは、給水契約は事業計画の内容に従って成立するものであり、需用者との個別の取り決めにより契約内容が決まるものではないとする趣旨である。

それであれば、被控訴人に対して、控訴人らとの個別給水契約における水源や水道施設が特定されているという「事業計画書」を提出されるよう釈明を求める。

(2) また、被控訴人は「開浄水場の休止とは、事業計画の問題であって、個別の給水契約で論じる問題ではない。」旨主張する。

それであれば、被控訴人に対して、開浄水場の休止が計画された「事業計画書」を提出されるよう釈明を求める。

そのような「事業計画書」は存在しないはずである。

第2 平成22年7月9日付被控訴人準備書面に対する反論

控訴人の主張は、昭和53年に控訴人ら（その先代を含む。）と被控訴人らとの間に成立した給水契約（以下「本件給水契約」という。）の内容は、昭和50年合意から昭和53年覚書に至る歴史的経緯を踏まえて解釈すべきであるとするものである。その歴史的経緯についてさらに補充する。

- (1) 昭和53年覚書（甲1）の趣旨は、覚書締結の際の市長談話（甲59）及び浄水場完成時の市長挨拶（甲60）で明らかにされている。すなわち、開簡易水道から市水道に移行するに当たり、被控訴人と日産車体と控訴人らとが三者三様負担をして、被控訴人が開地区に対して地下水による給水を継続的に行うことに昭和53年覚書締結の趣旨があった。昭和53年覚書はそのような趣旨を踏まえて解釈されなければならない。
- (2) 本件給水契約を締結するためには、被控訴人は水道事業計画を変更しその認可を受ける必要があった。すなわち、従前、控訴人らの居住する開地区には被控訴人の給水はされていなかったもので、開地区に給水するためには、それに応じた給水量及び給水人口の増加とそれに見合う水道施設の新增設を内容とする水道事業計画に変更する必要があった。そこで、被控訴人は、昭和51年3月15日に水道事業変更（第4次拡張計画）をして、その中で、開地区を神明浄水場（水源：地下水）から配水されることを予定する神明区域に編入して、その給水量・給水人口の拡張に見合うよう神明浄水場の取水施設として深井戸1井（第3号井）を増設することとして、その認可を受けた。さらに、昭和52年3月12日に、水道事業変更認可（第4次拡張計画）一部変更をして、神明浄水場第3号井の位置を開町に変更する形で開浄水場を新設することとしてその認可を受けた（甲89号証水道事業拡張計画）。

第4次拡張計画（当初）で開浄水場が計画されていなかったのは、その時点ではまだ開簡易水道が存続していて、開簡易水道の市水道切替えの時期が未確定であったものの、開簡易水道の切替えのためには前もって水道事業計画認可を得ておく必要があったからであった。そして、開簡易水道の市水道切替えの時期が明確になってきた時点（昭和53年覚書締結1年前）で、第4次拡張計画を変更して開浄水場を事業計画の中に組み入れたのである。

以上に見てきたとおり、被控訴人は、本件給水契約を締結するために、そ

れに先立って開地区を開浄水場（水源：地下水）からの配水を予定する区域に編入したのである。これを踏まえて本件給水契約が締結されたのであるから、本件給水契約は開浄水場（水源：地下水）からの配水を予定していたものに他ならない。

(3) 人証取調べの必要性

以上の事実を立証するために控訴人らは人証の申出をしたものである。

川原証人（甲 8 4）は、昭和 5 0 年三者三様負担合意から昭和 5 3 年覚書に至る経過を知る最後の生き証人である。昭和 5 3 年覚書の趣旨が何であったのか、その覚書が本件給水契約との関係でどのような意味を持つのかを明らかにすることは、まさに当審における要証事実そのものである。

吉村証人（甲 8 5）は水道管（配水管）入替工事の際に、また富岡証人（甲 8 6）は自宅の建替えの際に、それぞれ被控訴人が水道管（配水管）を府営水からの配水管に切り替えようとしたところ、これについて同意をしなかったため、開浄水場からの給水が引き続き行われている事実を証する。これは、被控訴人自身、給水契約において水源及び水道施設が特定されており、かつ、需用者が水源及び水道施設を特定する権利を有することを承認している事実を示している。まさに本件の争点判断を左右する証人である。

木村証人（甲 8 7）は、開自治連の第二次水道問題対策委員長として、平成 1 8 年に被控訴人において開浄水場休止が決定されて以来、控訴人らの先頭に立って開浄水場休止問題に対応してきたものである。またこの間、開地区住民からの聴き取りを中心となって進めてきたと同時に、その母もまた昭和 5 0 年三者三様負担合意から昭和 5 3 年覚書に至る第一次水道問題対策委員として活動してきたことから、自らも母から当時の経緯を聞き知っているものであり、開簡易水道からの歴史を統括的に最もよく知るものである。提出済みの書証（点）を歴史的経緯の流れ（線と面）の中で一つにつなぐ証言を行うものである。

したがって、いずれの証人も当審の判断に重要な存在であるから、是非とも採用のうえお取り調べ願いたい（なお、主尋問はなるべく短時間で終えるよう努めるものである）。

以 上